

1. 『税関輸出入貨物減免税管理弁法』（2009年2月1日実施、2021年3月1日改正、2024年10月28日改正）関税の免除・減税の審査について、税関は申請人の主体資格または輸入商品が関連税収優遇政策に該当するかを確認する。
2. 関連規定に基づき、税関審査後に関税が免除・還付される物品
  - (1) 関税額が50元以下の物品
  - (2) 商業価値がない、広告品のサンプル
  - (3) 外国政府、国際組織が無償寄付した物資
  - (4) 出入国船舶、航空機が積載した使用燃料、物資、飲食品
  - (5) 通関前に損害を受けた貨物
  - (6) 締結・参加した国際条約に基づき、関税、輸入增值税と消費税が減税・免除される貨物と物品
  - (7) 一定の理由で輸入元に戻す輸出物品（原荷送人または代理人が入国を申告し、原輸出証明書を提供し、税関の審査を経た後、輸入関税を免除できる。徴収した輸出税は還付しない。一定の理由で戻した中国の輸出物品は、原荷送人または代理人が再出国を申告し、原輸入証明書を提供し、税関の審査を経た後、輸出関税を免除・還付できる）  
輸出增值税の還付率は、財政部、国家税務総局、税関総署公告2019年第39号『增值税改革の深化に関する政策に関する公告』に基づき、下記のとおり調整された。  
従来、增值税税率16%が適用されており、かつ輸出時においても增值税還付税率16%が適用される貨物および労務に関して、還付税率が13%に引き下げられた。  
従来、增值税税率10%が適用されており、かつ輸出時においても增值税還付税率10%が適用される貨物およびクロスボーダーの課税行為に関して、還付税率は9%に引き下げられた。
  - (8) 輸出增值税の還付率は、財政部、国家税務総局、税関総署公告2019年第39号『增值税改革の深化に関する政策に関する公告』に基づき、下記のとおり調整された。
3. 国務院による輸入設備の税制調整
  - (1) 『外商投資産業指導目録』（2015年改正）の施行に関する関連事項（2015年4月10日実施、2017年7月28日廃止）により、『外商投資奨励産業目録（2022年版）』（2023年1月1日より施行）『外商投資産業指導目録』（2015年4月10日改正）の奨励類に該当する投資項目に関して、投資総額内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』（2008年9月10日改正）と『輸入免税不可の重要科学技術設備と製品目録』（2014年3月1日改正）で明記された商品以外は、関税が免除される。ただし、輸入增值税が徴収される。その後、本目録は

以下の通り数回の改訂を経ている『外商投資産業指導目録（2017年改正）』（2017年7月28日より施行、2019年7月30日に『外商投資産業指導目録（2017年改正）』奨励類廃止）

『外商投資奨励産業目録（2019年版）』（2019年7月30日より施行、2021年1月27日廃止）『外商投資奨励産業目録（2020年版）』（2021年1月27日より施行、2023年1月1日廃止）

『外商投資奨励産業目録（2022年版）』（2023年1月1日より施行）

(2) 『産業構造調整指導目録（2024年改正）』（2024年2月1日より実施）『産業構造調整指導目録（2011年）（改正）』の施行に関する関連事項の公告（2013年5月1日実施、2020年1月1日廃止）により、『産業構造調整指導目録（2011年）（改正）』（2013年5月1日実施）で明記された奨励類に該当する国内投資プロジェクトで、投資総額内で輸入する自家用設備は、『国内投資プロジェクト免税不可の輸入商品目録』（2008年12月15日改正）と『輸入免税不可の重要科学技術設備と製品目録』（2014年3月1日改正）で明記された商品を除き、関税が免除される。ただし、輸入増增值税が徴収される。『産業構造調整指導目録（2019年改正）』（2020年1月1日より施行、2024年2月1日廃止）は、奨励類投資プロジェクトの規定を更新した。

『産業構造調整指導目録（2019年改正）』の奨励類に該当する国内投資プロジェクトについて、投資総額の範囲内で輸入する自家用設備については、『国内投資プロジェクト免税不可の輸入商品目録』および『輸入免税対象外重要科学技術設備と製品目録』に掲載された商品を除き、引き続き関税を免除し、規則に従って輸入段階増增值税を徴収する。『産業構造調整指導目録（2024年改正）』（2024年2月1日より実施）は奨励類、制限類、淘汰類の産業目録をさらに更新し、奨励類投資プロジェクトに対して輸入設備免税政策を引き続き提供する。

(3) 『一部輸入税収優遇政策に関する調整』（2009年1月1日実施）および『外国政府ローンと国際金融機関ローンプロジェクトで輸入した設備の増增值税還付手続きに関する関連事項』（2010年9月19日実施）により、外国政府ローンと国際金融機関ローンを利用したプロジェクトで輸入した自家用設備および加工貿易で外国企業が提供した価格のない輸入設備は、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』（2008年9月10日改正）で明記された商品以外は、関税と輸入増增值税が免除される。

(4) 上記の3つの場合、設備とともに輸入される技術や部品も関税が免除される。

『税関による輸入関連税収優遇政策の実施に関する適用問題』（2007年7月20日実施）により、B株または海外株（H株、N株、S株、T株またはレッドチップ）を発行して外商投資株式有限会社に変わった中国企業について、その投資は普通「外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策」を適用しない。ただし、このような外商投資株式有限会社が投資するプロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業項目に該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不

可輸入商品目録』で明記された商品以外に、関税が免除される。

外国投資者の出資比率が25%以上である外商投資企業が投資するプロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業項目に該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合、

『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』で明記された商品以外に、関税が免除される。

外国投資者の出資比率が25%以下である外商投資企業は、外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策が適用されず、自家用設備をゼロ関税で輸入することはできない。

外商投資企業が中西部地域で再投資して設立した企業または出資して株式を保有する会社について、その登録資本金の中で外資の比率が25%以上（25%を含む）で、外商投資企業許可証明書を持つ、またその投資するプロジェクトが『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業プロジェクトに該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合に、外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策が適用される。

外商投資企業が中西部以外の地域で再投資して設立した企業、および外商投資企業が中西部地域で再投資して設立した企業で、外資出資の比率が25%以下である企業の投資プロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業プロジェクトに該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』で明記された商品以外、関税が免除される。

2025年2月5日、工業情報化部、財政部、税関総署、国家税務総局、国家能源局の5部門は「重要な技術設備の輸入税収政策関連目録の調整に関する通知」を発表し、2025年3月1日より「国家が支援する重大技術設備・製品目録（2025年版）」「重大技術設備・製品輸入用キーパーツ・原材料商品目録（2025年版）」および「輸入免税対象外の重大技術設備・製品目録（2025年版）」の施行を開始すると明記した。今回の政策では、重大技術設備の輸入税収政策に関連する目録が更新され、対象となる輸入設備の税収優遇措置は新目録に基づいて適用される。

#### 4. 『航路支線を運営する国内航空会社の修理用航空器材の輸入税金徴収に関する問題の通知』（2011年1月1日より2015年12月31日まで）

中国地場航空会社が航路支線の飛行機、エンジンの修理に用いる輸入航空器材（海外修理に出した部品を含む）は、輸入関税と輸入増增值税が免除される。

『2021～2030年における民間航空機の修理用航空器材の輸入税金徴収政策に関する通知』（2021年1月1日～2030年12月31日）

民間航空機の設計・製造企業、国内航空会社、修理部門、航空器材販売業者が国内で生産できない、または性能が需要を満たさない修理用航空器材を輸入する場合は、輸入関税が免除される。

5. 『科学技術重要プロジェクト輸入税収政策に関する通知』（2010年7月15日実施）  
『国家中長期科学と技術発展計画綱要（2006～2020年）』における科学技術重要プロジェクトを担当する企業、大学、研究機関などは、プロジェクトに必要とされるが中国国内で生産できないコア設備（ソフトウェアと技術を含む）、部品、原材料を輸入する場合には、輸入関税と輸入増增值税が免除される。  
上記に関する最新の規定は、『重大技術設備輸入税収にかかる政策管理弁法』（2020年1月8日実施）および『重大技術設備輸入税収にかかる政策管理弁法の実施細則』（2020年8月1日実施）、『重大技術設備輸入税収政策にかかるリストの調整に関する通知』（2025年3月1日実施）、『「第14次5ヵ年」期間中科学普及事業の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知』（2021年1月1日～2025年12月31日）である。
6. 『税関によるソフトウェア産業と集積回路産業の発展支援に関する関連政策規定と措置』（2011年5月12日実施）  
認定されたソフトウェア輸入企業が必要な自社用設備、契約によって設備と一緒に輸入される技術（ソフトウェアを含む）および関連部品、予備部品（『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』と『国内投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』に明記された商品は対象外）を輸入する場合は、輸入関税が免除される。  
『財務部、税関総署、国家税務総局による集積回路産業とソフトウェア産業の発展支援に関する関連政策規定の通知』（財関税〔2021〕第4号）  
2020年7月27日から2030年12月31日まで、認定された集積回路とソフトウェア企業は、自社で使用する機器、技術（ソフトウェアを含む）、関連部品および予備部品の輸入に対する輸入関税が免除される。
7. 『「第14次5ヵ年」期間中エネルギー資源の探査と開発プロジェクトにかかる輸入税金に関する通知』（2021年1月1日から2025年12月31日まで）  
中国国内の陸上特定地域における石油（天然ガス）探査開発プロジェクト、海洋における石油（天然ガス）探査開発および海底パイプライン緊急対応プロジェクト、中国国内における炭層メタン探査と開発プロジェクトにおいて、国内生産できないまたは性能要件を満たせない、かつ探査開発作業または緊急救援に直接使用される設備（契約に基づき設備とともに輸入する技術資料を含む）、器械、部品、専門道具に対して、輸入関税と輸入増增值税が免除される。
8. 『「外商投資奨励産業目録（2022年版）」の実施に関する事項の公告』（2023年1月1日実施）

2023年1月1日より、『外商投資奨励産業目録（2022年版）』に適用される外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む、以下同様）において、投資総額の範囲内で中国に輸入された自社用設備および契約に基づくその自社用設備とともに輸入された技術と部品、備品は、「外商投資プロジェクトの免税対象外の輸入商品目録」と「輸入免税対象外の重要な技術設備・製品目録」に掲載された商品を除き、関連規定に従い関税を免除し、規則に従って輸入段階増增值税は徴税されるものとする。

『外商投資産業指導目録（2007年改正）』（2007年12月1日実施、2012年1月30日廃止）

2007年12月1日以降、新規認可を受けた製品全量直接輸出型の許可類外国投資プロジェクトについては、『外国投資産業指導目録（2007年改正）』の規定に基づき国家奨励類プロジェクトとして取り扱わず、当該プロジェクトが輸入する設備に対しては規則に従って課税される。

『外商投資産業指導目録（2017年改正）』は最新版である。『外商投資産業指導目録（2017年改正）』（2017年7月28日より実施、2018年7月28日一部廃止）は、2007年改正版から制限措置がさらに削減された。『外商投資産業指導目録（2017年改正）』では、制限措置が2015年改正版の74件から63件に削減された『外商投資奨励産業リスト（2019年版）』（2019年7月30日より実施）の施行後、『外商投資奨励産業リスト（2017年改正）』の奨励類は廃止された。

#### 9. 『重要な技術設備の輸入税収政策規定』（2020年1月8日実施）

中国地場企業が『国家支援の重要な技術設備と製品の目録（2019年修正）』と『重要な技術設備と製品の輸入コア部品、原材料の商品目録（2019年修正）』の要件を満たした設備または製品を製造するために輸入する商品の関税と輸入増增值税は免除される。

ただし、『輸入免税不可の重要な技術設備と製品の目録（2019年修正）』（2020年1月1日実施）に明記された自社用設備やそのスペア部品などは、たとえ1) 国家奨励の投資プロジェクトや外商投資プロジェクト、2) 外国政府借款と国際金融機関ローンのプロジェクト、3) 価格なしの輸入設備が外商に提供される加工貿易企業、4) 中西部地域の外商投資優勢産業プロジェクト、5) 外商投資企業と外商投資企業が作った研究センターが自有資金を利用して技術改造を行うプロジェクトであっても、輸入関税は課される。

『重要な技術設備の輸入税収政策関連目録の調整に関する通知』（2025年3月1日実施）

2025年3月1日により、『国家支援の重要な技術設備と製品の目録（2025年版）』『重要な技術設備と製品の輸入コア部品、原材料の商品目録（2025年版）』および『輸入免税不可の重要な技術設備と製品の目録（2025年版）』が実施されている。

上記政策により、重要な技術設備の輸入税収政策関連目録が更新され、対象となる輸入設備の税制優遇政策は新目録に基づき実行される。

10. 『国務院による保税区と港区の連動テストを同意する関連返答』（2004年8月16日実施）、『上海保税区と外高橋港区の連動テストを同意する関連返答』（2003年12月8日実施）

上海、青島、寧波、大連、張家港、アモイ、深セン、天津の保税区がそれぞれ近隣の港区域と隔離されている場合は、保税区を物流パークとすることができます。パーク内では保税区の関連政策に従い、輸出入税金の面では輸出加工区の関連政策に従う。すなわち、国内物品がパーク内に入るのは輸出とみなされ、通関手続きをしなければならず、税の還付も行われる。パーク内の物品が国内で販売される場合は輸入とみなされ、通関手続きをし、税金も徴収される。パーク内の物品が自由に流通し、增值税と消費税が徴収されない。

11. 『税関による総合保税区管理弁法』（2022年4月1日実施、2024年12月1日改正）

総合保税区内企業の生産経営業務範囲を最適化・拡大し、保税メンテナンス、融資リース、クロスボーダーEC、再製造等の新業態・新モデルの区内進出・発展を支援する。

選択的な関税徴収規定を追加し、区内企業が加工生産した貨物を輸出し、国内で販売する場合、企業はその対応する輸入原材料に基づいて関税を納付することを選択できることを明確にする。区内企業が監督管理年限内の免税設備を利用して区外委託加工業務を引き受け、区内企業の余剰生産能力を十分に解放することができることを明確にする、增值税一般納税者試行に関する規定を追加する。

12. 『科学普及事業の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知』（2012年1月1日～2015年12月31日）

社会一般向けに開放する科学技術館、自然博物館、プラネタリウム館、気象台、地震観測台、大学・専門学校と科学研究機関の対外開放科学普及基地が海外から自社用科学普及用映画・ドラマ作品の放送権を購入するために輸入したコピー、作業用テープは、輸入関税が免除される。上記機関がその他の形で輸入した自社用映画・テレビ作品も、関税と輸入增值税が免除される。

『科学普及事業の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知』（2016年1月1日～2020年12月31日）

社会一般向けに開放する科学技術館、自然博物館、プラネタリウム、気象台、地震観測台、大学・専門学校と科学研究機関の対外開放科学普及基地が海外から自社用科学普及用映画・ドラマ作品の放送権を購入するために輸入したコピー、作業用テープは、輸入関税が免除され、輸入增值税が徴収されない。上記機関がその他の形で輸入した自社用映画・テレビ作品も、関税と輸入增值税が免除される。

『「第14次5カ年」期間中科学普及事業の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知』（2021年1月1日～2025年12月31日））

社会一般向けに開放する科学技術館、自然博物館、プラネタリウム、気象台、地震観測台、大学・専門学校と科学研究機関の対外開放科学普及基地は、以下の商品を輸入関税および輸入段階増価税を免除する。（1）海外から自主用科学普及用映画・ドラマ作品の放送権を購入するために輸入したコピー、作業用テープ、ハードディスク、およびその他の形式で自家用の科学普及映画・テレビ作品を記録したコピー、作業用テープ、ハードディスク。（2）国内で生産できない、または性能が需要を満たすことができない自主用科学普及機器・設備、科学普及展示品、科学普及専用ソフトウェアなどの科学普及用品。

### 13. 輸出製品増価税の還付制度

国が輸出を奨励するために輸出製品の増価税を還付する制度がある。輸出製品は、国の輸出奨励品目、一般品目、国の輸出制限品目などに分けられ、2012年の輸出還付率は17%、16%、15%、13%、11%、9%、6%、5%、0%の8ランクとされる。輸出増価税の還付率が時折調整され、『一部商品の輸出税金還付率の調整に関する通知』（2015年1月1日実施）によれば、2015年より一部高付加価値商品、とうもろこし加工商品、紡績品服装の輸出増価税還付率が引き上げられ、ボロン鋼の輸出増価税の還付が撤廃され、カツラの輸出増価税の還付率が引き下げられる。『増価税改革に関する政策の深化についての公告』（財政部・税務総署・税関総署公告2019年第39号）によれば、2019年4月1日より、増価税改革が深化され、従来16%の税率が適用され、かつ16%の輸出退税（輸出免税）が適用されていた輸出貨物・役務については、輸出退税率が13%に調整された。『一部製品の輸出退税率引き上げに関する公告』（財政部・税務総署公告2020年第15号）によれば、2020年3月20日より、陶磁器製衛生器具など1084品目の製品の輸出退税率を13%に引き上げ、植物生長調整剤など380品目の製品の輸出退税率を9%に引き上げた。これにより、輸出退税率は13%、9%、6%、0%の4段階に調整された。

『輸出貨物還付（免税）管理弁法（試行）』（2005年5月1日実施、2018年6月15日改正）により、対外貿易経営者、輸出経営資格はないが輸出が委託される生産企業、特定の増価税輸出還付企業、その他の機関と個人（以下「対外貿易経営者」と略称）、輸出を委託されたメーカーおよび特定の輸出物品税還付（免税）の企業と個人が登録した後、30日以内に「対外貿易経営者登録表」、工商営業免許、税務登録証、銀行基本口座番号と税関輸出入企業番号などの関連文書をもって、「輸出貨物税還付認定表」に記入して、所在地の増価税輸出還付の税務当局にて輸出物品税還付（免税）の認定手続きをする。外国人を含む個人がまず個体工商戸や、個人独資企業またはパートナー企業として登録してから、はじめて増価税輸出還付（免税）の認定を申請することができる。『輸出商品・労務に対する増価税および消費税管理弁法』（一部規定は2011年1月1日から施行、残りは2012年7月1日から施行、2017

年12月29日改正）に基づき、国家税務総局は輸出商品・労務に対する増增值税および消費税の管理規定について整理、完備を行った。

14. 『対外貿易救済措置が課せられる輸入製品に輸入減（免）税政策が中止されることに関する公告（2009年5月1日実施）

國務院関税税則委員会が海外から輸入した特定製品に対し貿易救済措置課税を決定した日から、当該製品は輸入税減免が中止され、輸入関税が課税される。

15. 中資船舶への輸入関連税の優遇制度

『「第12次5カ年」期間中における中資「便宜置籍漁船」の帰国登記の輸入税収政策問題に関する通知』（2011年10月19日公布）により、2005年12月31日前に海外で船舶登記手続きが済んだ「便宜置籍漁船」で、船齢が一定の年限に達し、かつ関連技術条件を満たした中資船舶（中国側出資が50%以上）は、2011年7月1日～2015年12月31日に輸入通関申告する場合には、関税と輸入増增值税が免除され、また「中国船舶登記条例」の関連規定に基づき登記する必要がある。

『船舶トン税法』の実施に合わせて、2018年7月1日から船舶トン税優遇税率に適用される国（地域）リストが公布・実施された。

16. 新型ディスプレイ装置産業向け輸入関連税の優遇制度

- ・『新型ディスプレイ装置産業発展のさらなる支援に関する輸入税制優遇政策の通知』（2012年4月9日公布）により、2012年1月1日～2015年12月31日に、薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFT-LCD）、プラズマディスプレイパネル（PDP）と有機エレクトロルミネッセンス（OLED）の生産企業が、中国国内で生産できない純化室専用建築材料、関連システムおよび生産設備部品を輸入する場合には、輸入関税と輸入増增值税が免除される。また、中国国内で生産できない自社生産用（研究開発用のものも含む）原材料と消耗品を輸入する場合には、輸入関税が免除される。
- ・『新型ディスプレイ装置の生産企業の輸入物資税収政策に関する暫定規定』（2012年1月31日～2015年12月31日まで）により、2011年12月31日前に財政部と関連機関に認定され、既に新型ディスプレイ装置の生産企業の輸入物資免税資格を得た企業は、2012年1月31日～2015年12月31日の間、第6～9条に基づき、輸入物資税収優遇政策が適用される。
- ・『新型ディスプレイに対する輸入税収の税額免除限度額の取り消しに関する通知』（2019年12月17日実施）  
『新型ディスプレイ装置産業発展のさらなる支援に関する輸入税制優遇政策の通知』添付の第四条、第六条、添付三の関連内容を取り消す。

- ・『輸入粗銅に含有される黄金部分の輸入増增值税の免除に関する関連問題』（2009年11月1日実施）により、輸入粗銅に含有される黄金は輸入増增值税が免除され、非黄金の部分は引き続き輸入増增值税が課される。
  - ・『新型表示デバイス輸入税政策における免税限度額管理の廃止に関する通知』（2019年12月17日実施）に基づき、従来の政策に規定されていた免税限度額の管理を廃止し、関連する免税輸入金額の計算式および管理規定を削除した。
  - ・『財政部・税関総署・税務総局による2021-2030新型表示デバイス産業発展支援輸入税政策に関する通知』（財関税（2021）19号）に基づき、2021年1月1日から2030年12月31日まで、新型表示デバイス（薄膜トランジスタ液晶ディスプレイデバイス、アクティブマトリクス有機発光ダイオードディスプレイデバイス、Micro-LED表示デバイス）の生産企業に対しては、国内で生産できないまたは性能が要求を満たさない自社用生産性（研究開発用を含む）の原材料、消耗品およびクリーンルーム用システム、生産設備部品を輸入し、新型ディスプレイ産業の重要な原材料、部品（ターゲット、フォトレジスト、レチクル、偏光板、カラーフィルター）の生産企業に対しては、国内で生産できないか性能が要求を満たさない自社の生産用原材料・消耗品に対し、輸入関税を免除する。
17. 『国有公益的コレクション機関の蔵品輸入に関する免税暫定規定』（2009年1月20日実施、2024年5月1日廃止）『国有公益的コレクション機関の蔵品輸入に関する免税規定』（2024年5月1日から2027年12月31日まで実施）  
国有公益的コレクション機関が永久的収蔵や展示、研究などの公益的事業を目的に、海外寄贈・帰還・償還・購入などの方式によって輸入した所蔵、および外交部、国家文物局が輸入した所蔵は、関税、輸入増增值税と消費税が免除される。  
『国有公益的コレクション機関の蔵品輸入に関する免税規定』が新たな政策根拠となった。今回発表された規定では、政策調整は主に3つの側面に現れている。第一に、政策の柔軟性と対象性を強化したことである。省級以上の国有公益性収蔵単位の輸入所蔵への免税を継続するとともに、その他の国有公益性収蔵単位が免税で輸入する必要がある所蔵については、文化観光部、国家文物局が主導して審査し、確かに輸入する必要がある所蔵は本規定に基づき免税政策を享受することができる。第二に、国家文物局、外交部を免税主体として新たに追加し、文化の帰還・償還と保護を支援する。第三に、政策管理をさらに強化する。事前審査手続きを追加し、主管部門の専門性と機能の役割を発揮し、省級以上の国有公益性収蔵単位は所蔵を輸入する前に、文化観光部、国家文物局に免税輸入所蔵申請を提出しなければならず、両部門が審査を行い、審査意見を発行する。フォローアップの監督を強化するため、各級の文化観光・文物行政部門と国有公益性収蔵単位は、免税輸入所蔵が永久に収蔵され、公益性活動にのみ使用されるよう管理を強化する必要がある。

18. 『天然ガスの輸入増增值税の還付暫定規定』（2011年1月1日実施、2013年11月7日改正）

2011年1月1日から2020年12月31日までは、認定された輸入天然ガスプロジェクトの輸入天然ガス（LNG）価格が国の天然ガス販売定価より高い場合は、両者の価格差で輸入増增值税が還付される。

『「第14次5ヵ年」期間中エネルギー資源の探査と開発プロジェクトにかかる輸入税金に関する通知』（2021年1月1日から2025年12月31日まで）

規定に合致する輸入天然ガスに対しては、一定の割合に基づき輸入段階増增值税を還付する。具体的な還付率は以下の通りである。（1）2014年末までに締結され、かつ国家発展改革委員会が確定した長期貿易ガス契約の輸入天然ガスに属する場合、輸入段階増增值税は70%の割合で還付される。（2）その他の天然ガスについては、輸入価格が参考基準価を上回る場合、当該項目の輸入価格と参考基準価の逆ざや比例に基づき輸入段階増增值税が還付される。逆ざや比例の計算式は、逆ざや比例=（輸入価格-参考基準価）/輸入価格×100%であり、関連計算は1四半期を1周期とする。

19. 『エチレン、芳香族炭化水素などの化学工業製品の生産に使用されるナフサ、燃料油の消費税還付（免税）暫定弁法』（2012年7月1日実施、2013年7月1日改正、2015年5月10日改正、2015年8月1日改正、2018年3月1日改正）

企業が外部から調達した税込みナフサ・燃料油をエチレン、芳香族炭化水素などの化学工業製品の生産に用い、かつこれらの製品の生産量がナフサ・燃料油を利用し生産した製品の総生産量の50%以上を占める場合、外部から調達したナフサ・燃料油の実際使用量に基づき消費税が還付される。

20. 『輸出増增值税還付口座の委託管理貸出限度額の調整に関する通知』（2009年6月12日公布）

輸出企業の資金繰りに便宜を図るために、輸出増增值税還付額を保証とする貸出の上限は、既存の還付額の70%から90%へと引き上げられる。

21. 『2012年度技術輸出利子補助金資金の申告に関する通知』（2012年6月6日公布）

2012年も技術輸出に対し利子補助金の形で引き続き支援する方針。ここで言う技術とは、専利権の譲渡、専利申請権の譲渡、専利の実施許可、専門技術の譲渡・許可、技術サービス、ソフトウェア技術および関連情報サービスの輸出を指す。ただし、『中国輸出禁止・輸出制限の技術目録』に明記された輸出技術は対象外である。

22. 外国観光客の買い物税金還付について

- ・ 『財政部による外国旅客の買い物出国税金還付政策の実施に関する公告』（2015年1月6日実施）

- ・『外国旅客の買い物出国税金還付に関する管理弁法（試行）』（2015年6月2日実施、2025年4月26日改正）

外国籍観光客が中国の税金還付商店で購入した物品は、出国税関の税金還付代理機関で増価税が還付される。ただし、外国籍観光客とは、中国国内で連続居住が183日を超えない外国人と香港・マカオの人を指す。また、同一外国籍観光客が同一日に同一税金還付商店で200人民元以上の物品を購入し、購入した物品は外国籍観光客本人が携帯または手荷物で購入日より90日以内に一緒に出国し、まだ使用・消費していないものに限って増価税が還付される。増価税還付率は11%で、計算式は、増価税還付額=物品発票（領収書）金額（含増価税）×増価税還付率、である。増価税還付額が2万元以下の場合、現金還付と銀行振替還付のいずれかが自由に選択でき、増価税還付額が2万元を超えた場合、銀行振替還付の形に限られる。

23. 『税金滞納金の減免を明確にする公告』（2015年6月5日実施）

納税義務を果たさない納税者に対する税金滞納金について、経営困難、政策の転換や納税者による自主追加納税等の場合、一定の手続きを経て当該税金滞納金を減免することが可能となった。

24. 『アニメ企業がアニメ開發生産用品を輸入する関連税金の優遇政策に関する通知』（2016年1月1日から2020年12月31日まで実施）

アニメ産業の発展を支えるために、中国「13次5カ年計画」において、アニメ企業のアニメ開發生産用品の輸入税金に関する優遇政策を引き続き実施する。具体的には、2016年1月1日から2020年12月31日まで、國務院に認定されたアニメ企業がアニメ直接製品を自主開発、生産する際に、必要となる輸入品にかかる輸入関税と輸入増価税が免除される。

（アニメ直接製品はアニメ、漫画、インターネットアニメと携帯電話アニメである）

25. トウモロコシ加工品の輸出税還付率を回復する通知（2016年8月19日実施）

2016年9月1日よりトウモロコシデンプン、アルコールなどのトウモロコシ加工品の増価税還付率を13%に戻す。

26. 『輸入物品の輸入税課税範囲の調整』に関する公告（2016年10月1日実施）

関税課税目録の中の『化粧品』項目は『高級化粧品』に変更された。

27. 財政部・国家税務総局による『輸入化粧品の消費税税率の調整』に関する公告（2016年10月1日実施）

化粧品の消費税税率は以下のように変更される：

- ・ 課税範囲は高級メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品である。価格標準は輸入課税価格10元/mlまたは15元/枚以上である。
  - ・ 輸入高級化粧品の消費税税率は30%から15%に調整される。

28. 税関総署による『一部の輸入情報技術製品の最惠国税率』に関する通知（2016年9月14日実施）

29. 税関総署、財政部、国家税務総局による「第14次5カ年」期間中科学技術革新の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知（財関税〔2021〕23号）（2021年1月1日から2025年12月31日まで有効）  
科学研究機構・技術開発機構・学校・党校（行政学院）・図書館が国内で生産できない、あるいは性能が需要を満たさない科学研究、技術開発および教学用品を輸入する場合、輸入関税および輸入增值税・消費税が免除される。

30. 税関総署による『2017年7月1日から追加される香港・マカオが享受するゼロ関税貨物の原産地標準および関連事項の発布』に関する公告（2017年7月1日実施、2024年12月20日廃止）  
中国と香港の経済・貿易関係緊密化協定（香港CEPA）および中国とマカオの経済・貿易関係緊密化協定（マカオCEPA）に基づき、ゼロ関税貨物の原産地標準リストが更新された。

31. 税関総署公告2019年第144号——水空運貨物マニフェスト管理に関する事項の調整についての公告（2019年9月12日実施）、全国通関一体化改革の推進、安全な参入・リスク防止コントロールの実施を目的として、輸出入に際して税関への事前報告が義務付けられている積荷目録（マニフェスト）に対する監督管理事項などを調整している。主な内容は以下の5項目である。

  - ・ 海運貨物に対する船積24時間前までの積荷目録の情報報告義務など、情報報告期限を厳格に管理
  - ・ 積荷目録の記入項目を変更し、荷受人/荷送人コードなど、主要データの記入必須事項を追加
  - ・ 荷受人/荷送人/着荷通知先コードなどの記入法を規範化し、「コード略称+企業コード」に規定
  - ・ AEO事業者に対する記入項目を追加し、企業の信用管理向上を奨励
  - ・ 「貨物概要説明」に対して「ネガティブリスト」管理を行い、記述内容を細分化

税関総署公告2019年第144号——海運・空輸のマニフェスト管理の調整関連事項に関する公告（2019年11月15日実施）、「二段階申告」業務改革を円滑に推進し、安全アクセスとリスク管理メカニズムを効果的に実施するため、制定された。主な内容は以下のとおり。

  - ・ 税関に対し、マニフェスト電子データの送信期限に対する厳格な検査を行い、

期限を超えてマニフェスト電子データを送信した物流企業に対しては、関連規定に基づき処分を行うものとする。

- マニフェスト電子データのデータ項目を簡素化し、マニフェストの送信の利便性を向上させる。
- 「貨物概要」の内容に対してネガティブリスト管理を実施し、税関の関連要件に合致しない場合は、自動的に受付を拒否する。

32. 2018年1月31日、税関総署は2月1日から施行される税関事前教示制度の実施ガイドとして、『中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法の実施に関する事項についての公告』（税関総署公告2018年第14号）を公布した。14号公告の規定により、税関は事前教示制度の施行日（すなわち2月1日）から、従来の「3つの仮審査」（すなわち原産地の仮認定、価格の仮審査、貨物の仮分類）に関する申請の受理を取りやめる。これは、「3つの仮審査」制度の正式な廃止を意味するものである。今回公布された14号公告は、税関事前教示制度に対して、細部の明確化と補充規定を行う上で、関連の手続書類を統一化・規範化するものである。税関総署公告2024年第32号に基づき、2024年5月1日より、14号公告付属文書5『事前裁定決定書』の様式および内容を改正する。
33. 税関総署、生態環境部公告2018年第79号——限定された固体廃棄物輸入港に関する公告（2019年1月1日実施）により、中国に輸入が許可された固体廃棄物は、限定された固体廃棄物輸入港から輸入され、通関手続きが行われるものとする。  
生態環境部、商務部、国家発展・改革委員会、税関総署公告 2020年 第53号——固体廃棄物の輸入全面禁止に関する公告（2021年1月1日実施）により、固体廃棄物はいかなる方法でも輸入することを禁止されている。投棄、積み上げ、処分のために国外から固体廃棄物を輸入することは禁止されている。
34. 税関総署公告2018年第80号——船舶トン税最惠国（地域）のリストに関する公告（2018年7月1日実施）により、リストに記載されている国籍の船舶は優遇税率を適用される。
35. 国家薬品監督管理局、税関総署公告2018年第36号——濟南空港の税関・検査場を医薬品の輸入税関・検査場として増設する公告（2018年6月12日実施）により、2018年6月12日より一般用医薬品を濟南空港の税関・検査場から輸入することができる。
36. 『財政部・国家税務総局・税関総署による増価税改革の深化に関する政策に関する公告』（財政部 稅務総局 税関総署公告2019年第39号）（2019年4月1日実施）の規定に基づき、2019年4月1日より、従来16%の税率が適用され、かつ輸出還付率が16%であった輸出貨物・労務については、輸出還付率が13%に引き下げられる。従来10%の税率が適用され、かつ輸出還付率が10%であった輸出貨物、越境課税行為については、輸出還付率が9%に引き下げられる。

37. 財政部・税関総署・国家税務総局・国家薬品監督管理局は『希少疾病薬品の増值税政策に関する通知』（財税[2019]24号）を公布した。2019年3月1日より、希少疾病薬品を輸入する場合、その輸入段階の増值税率を3%まで引き下げる。
38. 国家税務総局・財政部・税関総署は『税関特殊管理区域における企業に対し増值税一般納税者資格の適用範囲をさらに拡大する通知』（国家税務総局公告2019年第6号）を公布した（2019年2月1日実施、2019年8月8日廃止）。税関特殊管理区域における企業に対する増值税一般納税者資格の試験適用地域が、南通総合保税区、南京総合保税区、常州総合保税区、泉州総合保税区等、24の総合保税区に拡大される。  
国家税務総局・財政部・税関総署は『総合保税区における増值税一般納税者資格の試験適用地域の推進に関する公告』（国家税務総局公告2019年第29号）（2019年8月8日実施）総合保税区において増值税一般納税者資格の試験適用地域を推進し、48カ所の税関特殊管理区域は本公告の規定に従い、一般納税者資格の試験適用地域を継続して行う。
39. 財政部・税関総署・税務総局は『新型コロナウイルス感染拡大防止のための輸入品に対する免税政策』（2024年1月20日廃止）を公布した。国外寄贈者より無償で寄贈された新型コロナウイルスを防止するための輸入品に対し、従来の輸入免税政策が適用される。また、2020年1月1日～3月31において、更なる優遇策が実施される。具体的には、1) 『慈善寄贈品の輸入免税の暫定弁法』に掲載される適用範囲を拡大のうえ、疫病防止のための輸入品の輸入関税、輸入増值税、消費税を免除する。2) 衛生健康主管部門に輸入される疫病防止のための輸入部品に対し、輸入関税を免除する。3) 当該公告に規定される免税輸入部品に対し、すでに課税された場合、税金を還付する。
40. 財政部・税関総署・税務総局は『海南島を離島する旅客の買物免税政策に関する公告』（2020年7月1日実施）を公布した。免税政策によると、飛行機、列車、旅客船で海南島を離島する旅客に対し、指定の数量と品目内において購入品の関税、輸入増值税、消費税が免除されることになる。  
財政部・税関総署・税務総局は『海南島を離島する旅客の買物免税における商品受取方法の追加に関する公告』（財政部・税関総署・税務総局2021年第2号）（2021年02月02日実施）を公布した。海南島を離島する旅客は、有効な身分証明書および離島情報を提示して、離島観光客免税購物商店（承認済みオンライン販売窓口を含む）で免税品を購入する際、空港・鉄道駅・埠頭の指定区域での商品受取に加え、郵送配送を選択することができる。
41. 税関総署・財政部・税務総局は『海南離島免税品の「担保即提」「即購即提」の購入・受け取り方法の追加に関する公告』（税関総署・財政部・税務総局公告2023年第25号）

(2023年4月1日実施) を公布した。旅客は、海南島内の離島観光客免税購入商店（オンライン販売窓口を除く）で免税品を購入する際、有効な身分証明書または渡航書類および離島情報を提示することによって、空港・鉄道駅・埠頭の指定区域での商品受取および郵送配送または島内居住者の帰島時引取を選択することができる。また、単価5万元以上の免税品については「担保即提（保証金支払による即時受取）」を、単価2万元未満、かつ本公告別紙リストに掲載の免税品については「即購即提（購入後即時受取）」を選択することができる。「担保即提」「即購即提」方式で購入した離島時免税品は、消費者の個人使用を目的とする最終商品であり、一度で島外へ持ち出さなければならず、再販売は禁止される。

42. 工信部聯財〔2020〕118号『重要技術設備の輸入税収政策の管理弁法実施細則』（『細則』）（2020年8月1日実施）により、重要技術設備の輸入税収の免除を申請するにあたっては、以下の条件を満たさなければならない。1) 独立法人であること、2) 違法行為と重大な信用喪失行為がないこと、3) コア技術と知的財産権を有すること、4) 「国家が支援する重要技術設備および製品の目録」に該当すること。  
新申請企業の免税資格に対する認定作業は毎年実施される。
43. 財関税〔2020〕42号 海南自由貿易港における原料と補助材料の「ゼロ関税」に関する通知（2020年12月1日実施、2025年12月18日廃止予定）
- ・ 海南自由貿易港に登録され、独立法人資格を持つ企業に対し、自社用のために輸入され、「両端を外に置く」（原料と販売が国外に存在する）方式で生産加工活動を行う、または「両端を外に置く」方式でサービス貿易を行う場合、その過程で消費された原料と補助材料に対して輸入関税、輸入段階の増価税と消費税は免除される。
  - ・ ゼロ関税のリスト内容に関し、財政部は関係部門とともに海南の実際需要と監督管理条件に基づいて調整を行う。
  - ・ 同通知の添付ファイルに記載される部品は、原料と補助材料に対して「ゼロ関税」政策が適用され、航空機、船舶の修理（関連部品修理を含む）に使用され、以下の条件のうちの1つを満たす場合、輸入関税、輸入段階の増価税、消費税は免除される。
    - (一) 海外から国内に輸入してから、国外に再出荷するための航空機、船舶（関連部品を含む）の修理に使用される。
    - (二) 海南を主な運営拠点とする航空企業が運航する航空機（関連部品を含む）の整備に使用される。
    - (三) 海南に登録され、独立法人資格を有する船便会社に運営される海南省内の港を船籍港とする船舶（関連部品を含む）の整備に使用される。
44. 財関税〔2020〕54号 海南自由貿易港における交通手段およびヨットの「ゼロ関税」に関する通知（2021年1月5日実施、2025年12月18日廃止予定）

- ・全島の税関閉鎖作業（税関閉鎖とは島においてある区域を指定し、当該範囲に入った貨物は中国国境に入ったものの通関を完成していない状態を指す）の前に、海南自由貿易港に登録され、独立法人資格を持ち、交通運輸、旅行業に従事する企業（航空企業の場合、海南自由貿易港が主要経営運輸基地となる必要がある。）に対して交通運輸、旅行業で船舶、航空機、車両等の交通手段およびヨットを輸入する場合、輸入関税、輸入段階の増価税、消費税が免除される。
- ・ゼロ関税の初回申告前に、『税関申告単位登録登記管理規定』に基づき、税関に登録登記しなければならない。国際貿易の「单一窓口」の「海南ゼロ関税輸入生産設備、交通工具プラットフォーム」で企業情報を登録しなければならない。
- ・ゼロ関税の交通手段とヨットは海南自由貿易港の企業の運営に限定され、税関に管理される。
- ・管理年数は：船舶（ヨットが含まれる）、航空機：8年。車両：6年。満期になった場合、税関管理は自動的に解除される。
- ・管理期間内において、破産等の原因によるゼロ関税の交通手段とヨットを譲渡する場合、まずシステムで所轄税関に申請する必要がある。優遇関税政策を享受できない主体に譲渡する場合、システムで主管税関に申請し、輸入税金を追納しなければならない。

財関税〔2021〕7号 海南自由貿易港における自社用生産設備の「ゼロ関税」に関する

通知（2021年2月24日実施、2025年12月18日廃止予定）

全島の税関閉鎖作業の前に、海南自由貿易港に登録され、独立法人資格を持つ企業が自社用のために生産設備を輸入する場合、法律法規および関連規定で免税対象外と明確に定められている商品、国家が輸入を禁止している商品、および本通知に添付する「海南自由貿易港「ゼロ関税」自社用生産設備ネガティブリスト」に列記された設備を除き、関税・輸入段階増価税および消費税を免除する。

財関税〔2022〕4号 海南自由貿易港における自社用生産設備の「ゼロ関税」に関する

通知（2022年2月14日実施、2025年12月18日廃止予定）

- ・財関税（2021）7号で指定される生産設備に対し、メリーゴーランド、ブランコおよびその他の遊園地娯楽設備などの文化観光業に必要な生産設備が追加され、『中華人民共和国輸出入税則（2022）』の商品分類に基づき、メリーゴーランド、ブランコおよび回転プラットフォーム、ジェットコースター、水上乗り遊具、ウォーターパーク娯楽設備など8項目の商品が含まれる。
- ・全島の税関閉鎖作業の前に、海南自由貿易港に登録され、独立法人資格を持つ事業単位が、財関税（2021）7号文書および上述第一条の規定範囲内の自社用のために生産設備を輸入する場合、財関税（2021）7号文書の規定に基づき関税、輸入段階増価税および消費税が免除される。

45. 財関税〔2023〕14号 海南自由貿易港における交通手段およびヨットの「ゼロ関税」

政策の調整に関する通知（2023年8月15日実施、2025年12月18日廃止予定）

- ・ 道路牽引車、全地形対応車など22項目に適用される。

財関税〔2025〕1号 海南自由貿易港における原材料・補助材料の「ゼロ関税」に関する通知（2025年2月1日実施、2025年12月18日廃止予定）

- ・ 「ゼロ関税」対象商品の範囲を拡大する。未焙煎コーヒー、エチレン、機械部品など297品目が「ゼロ関税」の原材料・補助材料リストに追加される。
- ・ 一部の政策制限条件を緩和する。主に、政策を享受する条件に合致する主体間で法に基づく破産などの原因により「ゼロ関税」原材料・補助材料を譲渡する場合、輸入関税、輸入段階増値税および消費税を免除する。「ゼロ関税」ヨットおよび自社用生産設備のメンテナンスに使用される原材料・補助材料については、輸入関税、輸入段階付加価値税および消費税を免除する。

46. 財関税〔2025〕12号 財政部・税関総署・税務総局による海南自由貿易港における貨物の「一線」「二線」への出入および島内流通に伴う税収措置に関する通知（2025年12月18日より実施）。

本通知によれば、海南自由貿易港と中国の関税地域外の国・地域との間には「一線」が設置され、海南自由貿易港と中国本土との間には「二線」が設置される。

(1) 海南自由貿易港に登録された独立法人企業、自由貿易港内の条件を満たす事業単位および民間非営利団体（以下「優遇対象主体」という）が「一線」輸入課税商品目録以外の貨物（以下「ゼロ関税」貨物という）を輸入する場合、輸入税（輸入関税、輸入段階増値税および消費税を含む）が免除される。

(2) 「ゼロ関税」貨物およびその加工製品が島内の優遇対象主体間で流通する場合、輸入税の再徴収を免除する。

(3) 「ゼロ関税」貨物およびその加工製品が「二線」を経由して中国本土へ流入する場合、および非優遇対象主体・個人へ流通する場合、輸入税を再徴収する。なお、海南自由貿易港の奨励産業に属する企業において加工付加価値を30%以上達成した貨物は、「二線」を経由して中国本土へ流入する場合、輸入関税を免除する。